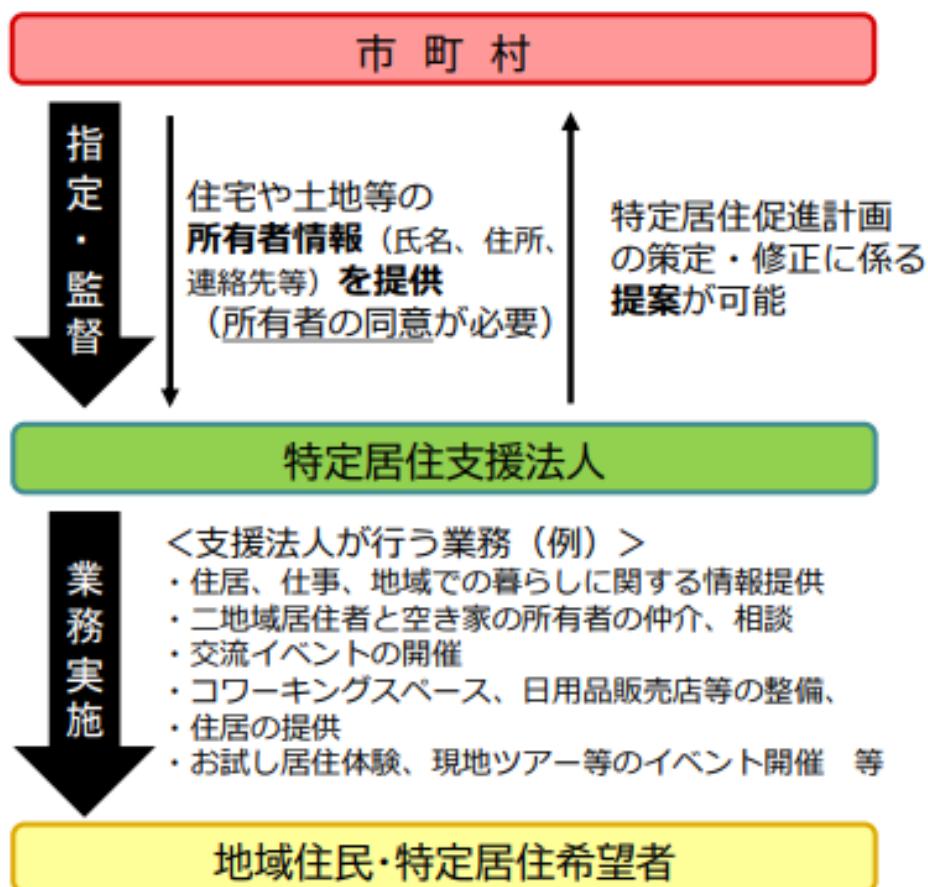


- 地域の実情に精通した市町村が、関係者との総合調整を図りながら主体的に実施する必要
- 多くの市区町村では人員やノウハウ等が不足し、施策の企画立案や実施体制に課題
 - ➡ 二地域居住促進の取組を補完・支援し、体制強化を図るため、
二地域居住の促進に取り組むNPO法人や会社等を市町村が「特定居住支援法人」に指定。
当該法人が、特定居住希望者への情報提供、相談対応、イベントの開催、拠点施設等を整備。

【制度イメージ】



「特定居住指定法人の指定等の手引き」の概要

①指定の要件例

(基本的な要件)

- ・法人格を有すること
- ・破産していないこと
- ・役員に暴力団等がないこと 等

(法人の業務体制)

- ・支援法人として業務を行うに足る専門性を有していること
 - ➡ 二地域居住促進に関する活動実績のある法人、宅建事業者団体等を想定

※特に空家等管理活用支援法人や所有者不明土地利用円滑化等推進法人については業務の円滑化・効率化が期待できる。

- ➡ 全国規模や都道府県規模の団体も指定対象となる
(活動実績等は、地域支部単位での確認も可)

②支援法人への所有者情報の提供方法

③事務取扱要綱や申請書、同意取得書等のひな形を掲載